

平成23年度第4回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日時 平成23年12月27日（火）13時30分から14時10分
- 2 場所 新居浜市役所41会議室（4階）
- 3 出席者 委員 12名（欠席者 4名）
事務局 5名
- 4 傍聴者 1名
- 5 協議題 （1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について
（2）その他

【事務局】

定刻が参りましたので、ただいまから、平成23年度第4回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。

議事の進行は、設置要綱の規定により委員長が議長となりますので、委員長、よろしくお願いいたします。

【議長】

委員の皆様には大変お忙しい中、平成23年第4回新居浜市自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、お手元の会次第のとおり、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について、（2）その他、となっております。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。それでは、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

それでは、前回の自立支援協議会において委員の皆様からいただいた新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）に対する意見を踏まえ、事務局で再度構成等を見直し変更した点について説明いたしますのでご確認ください。まず、計画のタイトルですが、前回の協議会で説明したとおり県計画との計画期間の整合性を図るため「新居浜市第3期障がい者計画・第3期障がい福祉計画」から「新居浜市障がい者計画・第3期障がい福祉計画」へ変更しております。次に第1部総論についての変更点について説明いたします。第2回協議会の中で骨子を決めましたが、これまで新居浜市で策定してきました障がい者計画・障がい福祉計画とは少し構成を変え、第1部第1章で計画策定の趣旨を、第2部第2期障がい者計画第1章計画の基本的な考え方の中で計画の理念、計画の基本目標、計画の策定体系を第4部第1章で計画の推進体制及び第2章で計画の点検・評価及び改善を記載することで話を進めてまいりましたが、今回の障がい者計画については見直しをすることとしたことや実際に内容

を確認していく中で、これまでの計画との比較をした場合に大変比べづらいため、事務局で協議し、構成自体はこれまでの計画と同じように第1部総論の中で計画の策定体制や推進体制、計画の点検・評価及び改善を掲載することといたしました。

次に前回、第1部総論の第4章の中でこれまでの計画で実施してきた障がい者施策と障がい福祉サービスの状況を掲載することとしておりましたが、内容が障がい者計画と障がい福祉計画の実施状況であることからそれぞれの計画の前段で掲載する方がわかりやすいという理由から第2部障がい者計画第1章及び第3部第3期障がい福祉計画第1章へそれぞれの実施状況を移動させております。

それらの変更点については資料「目次」で赤字及び見え消しにて表しておりますのでご確認下さい。

構成以外での変更点について説明いたします。前回の協議会の中で意見のあった障がい児支援については、先日国から計画策定に係るQ&Aの中で障害児支援については第3期障がい福祉計画に盛り込む必要があるのかという問いに対して、障がい福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の障害者自立支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であるため、障害児支援については盛り込むことは要さないが、国の基本指針において、障害児支援に取り組むことが望ましい旨明記したものであるとの回答があったことから、新居浜市では第4部にその内容を盛り込みました。

次に、72ページの2自立支援給付事業（1）自立支援給付事業及び相談支援の量の見込みについていくつか数値を変更しておりますのでご覧ください。まず、15行目の日中活動系サービスの生活介護の見込み量について平成25年度及び平成26年度を見込み過ぎておりましたので別紙資料の数値に訂正しております。18行目の就労移行支援事業の月延べ利用人数の平成24年度と平成25年度を訂正しております。25行目の共同生活援助・介護についてもこれまでの実績から平均で見込んでいたところを平成25年度に2事業所、平成26年度で1事業所で増やす予定があることから実績に応じた数値に変更しております。28行目の計画相談支援については、資料をご覧ください。3年間で障害福祉サービス利用者全員についてサービス利用計画を策定することから、最初の年は新規の利用者に入所施設を加えた数を見込み、次の年は新規利用者に訪問系サービスと短期入所利用者を加えた数を見込み、3年目に残りの日中活動系サービスに居住系サービスを加えた数を見込んでおります。また、これらのうち生活介護を変更したことから、69ページの就労移行支援事業の利用者数で9行目の平成26年度末の福祉施設利用者数が787人に変更になり、10行目及び7行目のパーセンテージも5.5%となります。

最後に、72ページの自立支援給付事業及び相談支援の量の見込み及び75ページの地域生活支援事業の量の見込みを掲載しておりますが、今回掲載しておりませんが国の指針においてそれぞれ項目ごとに見込の考え方を定めることとなっているため追加で掲載したいと考えております。

以上、新居浜市障害者計画・障がい福祉計画（案）についての説明を終了いたします。

【議長】

ありがとうございました。

新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について前回の（素案）からの変更点や意見を整理し説明していただきましたが、それ以外で変更すべき内容や意見はございませんか。

【委員】

サービス利用計画については、相談支援事業を行っている6事業所にて作成することになるのでしょうか。

【事務局】

現在、相談支援事業を行っている事業所のみでは、見込まれる件数を処理するのは難しいと考えられます。そのため、相談支援専門員を擁する一定の要件を満たした事業所についても、サービス利用計画作成業務に携わることを想定しています。

【議長】

他に何かございませんでしょうか。

【事務局】

本日欠席されています委員から障がい者の内、女性に対する支援策といったことについても、今後は計画に取り入れていってはどうかとの意見がありました。当市においては、男女共同参画課が第2次男女共同参画計画の中で、介護者についての女性の負担割合が大であるとか障がい者の女性についても配慮の行き届いた街づくりを目指していることから、その計画との整合性についても今後掲載することが必要と認識しております。

【委員】

来年10月までに虐待防止センターの設置が義務付けられていますが、その対応についてはどうなっていますか。

【事務局】

すでに虐待に対する支援を行っていることもあり、相談支援事業所での対応を検討しており、必要経費については予算計上を予定しております。なお、詳しい内容については今後、事業所と協議を行うことを考えております。

【議長】

他に修正や意見が無いようでしたら今日の協議内容を踏まえ、新居浜市障害者計画・障がい福祉計画（案）としてパブリックコメントを実施することでよろしいでしょうか。

【委員】

（異議なし）

【議長】

異議がございませんでしたので、続きまして、協議題（２）その他についてです。事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】

それでは、新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画策定に当たってのこれまでの経過と今後の予定につきまして、資料の新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画策定状況に沿って説明いたします。今年7月1日、第1回障がい者自立支援協議会におきまして、第3期新居浜市障がい福祉計画指針が国の指針に沿ったものにする必要があることや計画策定のスケジュールを説明いたしました。7月から8月の間、市内の障がいのある方2,000人に対して計画についてのアンケート調査を実施いたしました。9月29日には、事前のアンケート調査を踏まえた上で障がい者団体や事業所に現状の課題や今後の意見等について聞き取り調査を行いました。10月31日、第2回障がい者自立支援協議会におきましては、第2期新居浜市障がい福祉計画のサービス見込量を実績と見比べた上でその分析を行うとともに、新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の骨子についての協議を行いました。先月の第3回障がい者自立支援協議会におきましては、新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）について、委員の皆様には変更すべき箇所を協議していただきました。本日の協議会におきましては、前回（素案）から変更いたしました（案）について説明、協議をしていただきましたが、その内容を整理し、2月13日から3月9日までの間、市の総合案内、地域福祉課、行政資料室、各支所、ふれあいプラザ、ウイメンズプラザ、ホームページにてパブリックコメントを実施いたします。当市では、市の計画・規則・制度を定めたり、変更する場合等においては、市民にその目的や内容を公表して広く市民の意見を求めるために市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施することとなっております。3月中旬に第5回障がい者自立支援協議会を予定しておりますが、パブリックコメントでの市民からの意見を事務局で集約した（案）をそこで最終協議していただき承認を得ることとなります。その（案）については、障害者自立支援法第88条第7項の規定により、障がい福祉計画を策定する場合、県に意見を聞くこととなっているため、3月下旬に県へ意見照会を行い、その意見をもって新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を決定する運びとなりますのでご了承ください。

続きまして、自立支援協議会事務局会議の進捗状況について説明いたします。事務局会議につきましては2か月に一度実施しており、今回は来年1月に行う予定ですが、それに先立

ちまして、前回の自立支援協議会にて報告いたしました短期入所のルール作りに関する調査を行う予定ですので、ご協力をお願いいたします。

【議長】

事務局からの説明について、何か質問や意見はございませんか。

【委員】

短期入所のルール作りについてですが、利用できる短期入所施設が不足している身体障がい者や緊急時の利用希望への対応について、事業所が共通認識を持つことを目的としています。実態調査等を行いガイドラインを作成後、自立支援協議会にて報告を行う予定です。

【議長】

他に何かございませんか。それでは、予定いたしておりました議題は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上